「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

令和２年 12 月 24 日
環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

令和２年 11 月５日（木）から令和２年 12 月 11 日（金）までにかけて「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

１．実施期間等

〇募　集　期　間：　令和２年 11 月５日（木）～令和２年 12 月 11 日（金）
〇実　施　方　法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
〇意見提出方法：電子メール、ＦＡＸ、郵送

２．御意見の件数

２件（うち１件は募集内容と関係なし）

３．御意見の概要及び御意見に対する考え方

別紙のとおり

別紙

御意見の概要	御意見に対する考え方
押印（又は署名）の廃止に反対である。押印（印章を付す）・署名は、刑法等で特別な扱いになるものだが、これを伴う事は正当性・公正性の確保に有用なので、押印又は署名は必要と考える。例外として電子手続での基準を満たした電子署名を用いての手続があるが、その様な代替の策が無い場合は、通常、従前と同様、押印又は署名を伴う形とされたい。国民としては事務で虚偽・不法が発生しない事を強く求めるが、そのための保護が法的及び物理的技術的になされるようにされたい。	法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和２年７月 17 日閣議決定）」に基づき、各府省は、原則として全ての見直し対象手続について、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う（年内の対応が困難なものについては見直しの方針を明らかにする）こととされており、本省令案では上記方針に沿って環境省関係法令の改正を行うものです。なお、これらの閣議決定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から押印等について制度の見直しを行うよう要望があったことを受けて、検討を行った結果を踏まえて取りまとめられたものです。 　押印を廃止しても、適切な代替策を取れば文書の真正性の確保は可能だと考えておりますが、仮に文書の改ざん等法令違反となる行為がなされた場合には、法令に従い、引き続き厳正に対処してまいります。